

山形県ニホンジカ管理計画（案）への意見と回答について

項目・ページ	意見・課題等	回答
<p>第7 管理の目標 (p6)</p> <p>2 森林被害対策について</p> <p>11 モニタリング及び目標の管理 (p12)</p>	<p>植栽直後のスギ人工林では、下層植生とともにスギの新芽が食害されることが知られている。一方、高齢林では、スギ樹皮の剥皮被害が知られている。どちらに対しても、山形県に適した防除方法を検討する必要がある。</p> <p>注：植栽直後のスギ林と、高齢林の被害を区別して考える必要があるということです。（野堀委員）</p> <p>侵入初期段階にあるが、図3の目撃情報によると増加傾向にあることがわかる。侵入初期段階においては個体数や生息地の正確な把握が必要と考えるが県民からの目撃や被害発生等の情報（市町村、総合支庁、東北森林管理局、森林研究研修センター、みどり自然課）を待つだけでは不十分。時期・期間を決めて実施する必要性を感じる。（池田委員）</p>	<p>今後、関係機関と対策を検討していく中で本県に適した防除方法をつめていきたい。</p> <p>県民からの目撃情報や被害状況については随時受付をしているのに加えて、7月に各総合支庁単位で第二種特定鳥獣連絡協議会を開催しており、そこで情報を集めている。被害調査は年1回4月に県から各市町村に依頼し、とりまとめをしており、継続的に情報を収集していきたい。</p>
<p>第8 第二種特定鳥獣管理計画の実施及び見直しに必要な事項</p> <p>5 隣県等との連携 (p13)</p>	<p>侵入初期には個体数調整をするにも越冬地での集中的な捕獲が効果的とありました。捕獲をするためにも正確な個体数の把握が急務だと考える。本県では、シカの捕獲例が少なく技術的な蓄積がほとんどない状況にあるとあった。そのためにも隣県等との連携と事例、対策の情報を集めてこの計画を効果的に実施できることを望む。（池田委員）</p>	<p>シカの捕獲例が少ないことから、東北地域の担当者を集めた勉強会、国のシカ対策事業事例報告会等情報共有に努める。また、必要な研修会等を開催していきたいと考えている。</p>

項目・ページ	意見・課題等	回答
<p>第1 計画策定の目的及び背景 (p1)</p>	<p>● 「第二種特定鳥獣管理計画」の鳥獣保護管理法における位置づけを明示すべきではないか 同計画は都道府県知事が策定するものであり、策定や実施の主体は県となる。→同計画で指定したものが第二種特定管理鳥獣となる。(以下 幸丸部会長)</p>	<p>○鳥獣保護管理法第7条の2には、【県知事はその区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「第二種特定鳥獣」という。）の管理に関する計画を定めることができる。】とある。 第二種特定鳥獣という言葉の説明を一般に分かりやすく書いたものである。</p>
<p>第6 管理の目標 1 基本目標 (p6)</p> <p>2 目標を達成するための基本的考え方</p>	<p>● 「生活環境への被害」とはどのようなものが想定されるのか ヒル、ダニ、交通事故</p> <p>● 分布拡大において若齢雄が新たな生息地に侵入し、雄の定着を待って、雌の侵入・定着が始まるようであるが、この分散の雄雌間のタイムラグはどのような生態的メカニズムによるものなのか、また分散源となるような、生息域、個体群の把握は可能なのか</p> <p>● ②本県の現状に適した捕獲手法とは何か、例示すべきではないか 本県の現状＝低密度地域→低密度状況における捕獲手法ということか→第7の6で触れていることが判明。</p>	<p>○交通事故と考えている。</p> <p>○厳密にはよく分かっていないが、多くの哺乳類ではメスは出生地である母親の行動圏の近くに自らの行動圏を確保して分布を拡大するのに対し、オスは遠く離れた場所へ移動することが報告されている。また、分散源については、遺伝解析により大まかには特定が可能のようである。(山大の玉手教授の研究では、交通事故の4個体を分析したところ、一つが岩手県北上山地、残りの3個体が尾瀬や日光など北関東以西のシカと系統的に近いことが分かっている。)</p> <p>○低密度地域において、越冬地調査(庄内)を実施しており、その結果を受けて、えさによる誘引試験捕獲等を実施していくことを検討している。</p>

項目・ページ	意見・課題等	回答
<p>第7 具体的な管理目標及び管理方式 (p6)</p> <p>1 農作物被害対策</p> <p>(1) 侵入防止策の設置</p>	<p>●設置区域の選定基準や優先順位を明らかにする必要がある。</p> <p>●イノシシ、ニホンザル等への効果がある汎用性防護柵はあるか。</p>	<p>○侵入防止柵の設置について大切なのは、面的な設置と維持管理だと思われる。そのあたりを農作物野生鳥獣被害アドバイザーによる指導等を通じて地域ぐるみで行う鳥獣被害対策を進めたい。</p> <p>○シカ柵の高さは1.5m以上必要とされている。</p> <p>・イノシシ用のワイヤメッシュ柵の上部にネットや網を取り付けて高さ1.5m以上にするとシカの侵入防止に効果があるといわれている。</p> <p>また、電気柵であれば、6段張り (イノシシ：20cm、40cm、シカ：60cm、90cm、120cm、150cm) ※通常は5段張り(30、60、90、120、150)</p> <p>・シカ用の金網柵の上部におじろ用心棒型(通常は下部にワイヤメッシュ柵を設置し上部に電気柵を3段程度設置する。支柱にも通電性を持たせる)の通電支柱を付加することで、サル被害にも効果がある。</p>
<p>2 森林被害対策 (p7)</p> <p>(1) 林業被害対策</p> <p>(2) 森林生態系被害対策</p>	<p>●「鳥獣被害防止森林区域」の選定・指定要件や指定手順は？</p> <p>●「保護上重要な区域」の特定と必要性からの対策の優先順位を明確にすべき。</p>	<p>○「鳥獣被害防止森林区域」の設定基準 対象種：シカが基本 対象とする森林：人工林を基本とし、天然林も含むことができる。 被害のある森林及び被害発生のおそれがある森林</p> <p>【区域の設定方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 林野庁が実施する基礎調査の結果を基礎データとする。 2 調査の調査地点を中心とするメッシュのうち森林被害が確認されたメッシュを抽出 3 森林計画図等と抽出したメッシュを重ね、森林被害のある林班を区域の候補地とする。 4 鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画、地方公共団体や森林管理署が把握している森林被害の状況、学籍経験者からの助言、森林組合等関係者の情報に基づき候補地の補正 <p>○資料1-3の国立公園等や重要な植物群落、希少野生植物の分布が集中している地域を優先していく。</p>

項目・ページ	意見・課題等	回答
3 生息環境管理 (p7)	<p>●漫然と方針を示し、対策を地域に丸投げしても実効は乏しい。予算措置や奨励措置が必要ではないか？</p>	<p>○緩衝帯の設置については、みどり環境税の活用が可能である。また、シカの生態や被害対策について農作物野生鳥獣被害アドバイザーを派遣しての指導や地域ぐるみで行う鳥獣被害対策支援事業を活用しての地域指導を要求している。</p>
4 生活環境被害対策 ＝交通事故 (p7)	<p>●エゾシカと自動車の衝突事故が多発している北海道(特に道北)における道路管理者による対策について情報収集をすべきではないか。</p>	<p>○北海道によると、事故の多発する地域や時期、時間等の周知など、ドライバーに対する普及啓発を図るとともに、交通事故多発地帯においては、既存の道路整備と併せて横断施設、道路侵入防止用の反射板、フェンス、ドライバーへの警戒標識等の事故防止用施設を整備している。</p> <p>なお、当県ではこれまで25件の交通事故が発生しており、そのうち、約8割がシカの繁殖期の9月から11月に集中している。このことについてチラシや県HP等で注意喚起をしていきたい。</p>
11 モニタリング及び 目標の管理 (p12) (1) モニタリング の内容及び方 法	<p>●生息状況調査においては冬期ドローンの活用が有効ではないか。</p> <p>●植生状況については林野庁、環境省との協力が必要ではないか。</p>	<p>○ドローンによる生息状況調査についてはいくつかの事例があり、情報収集していきたい。</p> <p>○植生状況については林野庁、環境省から情報収集していきたい。</p>
12 事業実施に向けた 予算の確保 (p13)	<p>●計画の効果的な実施にはマンパワーと予算の確保が不可欠であり、これがないと画餅に帰すおそれがあるので、本計画で挙げる事業内容は、必要とするマンパワーと予算が積算可能なものである必要がある。</p>	<p>○来年度以降の予算も加味しながら計画に反映させている。ただし、来年度から初めて取り組む事業もあるため、すぐに成功するとは限らないが、専門家の意見も聞きながら試行錯誤で進めたい。</p>
第8 第二種特定鳥獣 管理計画の実施及び見 直しに必要な事項 1 管理の担い手の確 保と人材の育成 (2) 捕獲技術の向上	<p>●人材の育成・確保には管理業務に携わる人材の専門職としての公的機関による採用が必要。</p> <p>●県内狩猟者による効率的かつ安全な捕獲技術の研究に対し支援する、とあるが、研究は誰が行うのか。</p>	<p>○今後の検討課題としてとらえている。</p> <p>○県が事務局を行い、県猟友会と民間業者からなる鳥獣管理研究会においてこれまで、専門家を呼んでイノシシの捕獲技術向上を行ってきた。この中でシカについても捕獲技術の向上に努めたい。</p>